



日野税務署からの
お知らせ

国税の納付

国税の納付は、現金納付のほか、口座引き落とし・コンビニ納付・スマホアプリ納付(各種Pay払い)等を利用し、期限までに納付してください。詳細は「国税庁」ををご覧ください。

限○所得税及び復興特別所得・贈与税Ⅱ3月17日(月)

○個人事業者の消費税及び地方消費税Ⅱ3月31日(月)

㊟日野税務署 ☎042・585・5661

にせ税理士・にせ税理士法人
にご注意ください

税理士資格の無い者が税務相談・税務書類の作成・税務代理をすることは、法律で禁じられており、依頼者(納税者)が不測の損害を被る恐れもあります。税理士は、税理士証



国民年金
退職した方は
国民年金の加入手続き
をお忘れなく

会社等を退職し、厚生年金に加入しなくなった20～59歳の方は、加入の届け出が必要です。加入した月から国民年

布ぞうり講習会

㊟3月13日(木)

時午前10時～午後3時

定10人(申込先着順)※お子さんの同伴不可

裁縫道具、定規

費2千円

申電話(3月4日(火)～)

場先問シルバー人材センター

☎377・2212

票を携帯し、税理士バッチを着用しています。詳細は「東京税理士会」ををご覧ください。
㊟東京税理士会 ☎03・3356・4461

お早めに
手続きください
普通自動車・軽自動車
等の廃車・変更手続き

事業者の方へ

バナー広告を
募集しています

市ウェブサイトをリニューアルしました。企業や商品のPRにぜひウェブサイトを活用ください。必要書類等詳細は市ををご覧ください。

▽掲載料

○1・2カ月Ⅱ月額2万950円

○3～5カ月Ⅱ月額1万9900円

○6カ月以上Ⅱ月額1万8850円

申郵送、窓口

先問秘書広報課広報聴係

個人事業税の申告期限

㊟前年に事業主控除額を超える事業所得等のある個人事業

カード・運転免許証等)、年金

番号の分かる物(基礎年金番号通知書・年金手帳等)、退職日の分かる物(社会保険資格喪失証明書・退職証明書等)

※免除申請する場合は、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格通知または雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書のいずれか一つを持参

申先 保険年金課年金係窓口

㊟保険年金課年金係、府中年金事務所 ☎042・361・101

主 ㊟3月17日(月)

※所得税の確定申告書や住民税の申告書を提出した方は、改めて事業税の申告書を提出する必要はありません。

※事業を廃止した場合は、廃止の日から1カ月以内(死亡による廃止の場合は4カ月以内)に個人事業税の申告をする必要があります。

㊟八王子都税事務所 ☎042・644・1111

再登録してください
避難行動
要支援者登録

3月より避難行動要支援者名簿登録届出情報の項目見直しに伴い、改めて登録が必要になります。登録中の方へ登録届出書を送付します。

㊟避難行動要支援者名簿登録者

㊟3月1日(土)～19日(水)

▽回答方法 避難行動要支援者登録届出書兼情報提供同意書に記載のうえ、同封した返信用封筒で郵送

先問生活福祉課地域福祉係

シルバー人材センター

入会説明会

㊟市内在住の60歳以上で働く意欲がある方

㊟3月11日(火)・13日(木)

時午後1時30分、

申電話

場先問シルバー人材センター

☎377・2212

学習教室

クラス見学も行っています。

学習教室

学年	曜日	時間	定員	教科	費用(月額)
小学4年生	火・木	午後4時30分 ～6時20分	各5人	算数 国語	1教科3,605円
小学5年生					
小学6年生	水・金		3人		
中学1年生	水	午後7時～9時	5人	英語	1教科5,180円
	金		4人	数学	
中学2年生	火		3人		
中学3年生	木		4人		

申込方法等詳細は「シルバー人材センター」ををご覧ください。か、お問い合わせください。

㊟日時定内費右表参照

申窓口(3月3日(月)午前9時～)

※申込先着順

場先問シルバー人材センター

☎377・2212

スマホ・パソコン教室

詳細は稲城スマホ・パソコン教室

案内(下記参照)を

ご覧ください。

申電話、「シルバー人材センターパソコン教室」内申し込み

フォーム

ひろば(なんでも相談会)

㊟①毎週月曜日、第4土曜日

②第2・第4木曜日(祝日を除く)

時①午前10時～正午②午後2時～4時

場①地域振興プラザ②ふれんど平尾

費1千円

◆共通事項

先問シルバー人材センター

☎377・2212

場先問シルバー人材センター

☎377・2212

場先問シルバー人材センター

☎377・2212

住民税非課税世帯へ給付金を給付します

物価高騰の影響が大きい低所得世帯への負担の軽減を図るため、住民税均等割が非課税の世帯に給付金を給付します。対象の世帯には支給のお知らせ等を発送しています。給付対象や手続方法等詳細は市ををご覧ください。

㊟基準日(令和6年12月13日)において稲城市に住民登録があり、世帯員全員が令和6年度住民税の均等割が非課税である世帯

※配偶者やその他親族からの暴力等を理由に稲城市に避難している方等、一定の要件を満たす場合は受給できます。該当と思われる方はご相談ください。

※住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯は対象外

▷給付額 1世帯あたり3万円

※18歳以下のお子さんがいる世帯は子ども一人当たり2万円を加算

※基準日の翌日以降に生まれたお子さんも子ども加算の対象になります。該当と思われる方はご相談ください。

手続方法

支給のお知らせが届いた方

手続き不要で通知に記載されている口座に4月初旬以降順次振り込みます。

確認書が届いた方

次のいずれかの方法で申請してください。3月13日(木)になっても確認書が届かない場合は、お問い合わせください。

○オンライン申請

確認書に記載の専用サイトにアクセスし、電子申請してください。

※マイナンバーカードが必要です。

○確認書の返送

確認書に必要な事項を記入し、振込口座情報・本人確認書類等の写しを添えて、同封の返信用封筒で返送してください。

申請が必要な方

令和6年1月2日以降に稲城市へ転入した方を含む世帯及び令和6年度住民税が未申告である方を含む世帯は、確認書等が送付されない場合があります。給付対象に該当すると思われる場合は、自身で申請書を入手のうえ郵送で申請してください。※申請書は市、生活福祉課、平尾・若葉台出張所、各文化センターで入手可

限6月16日(月)必着

先問稲城市給付金事務局(生活福祉課給付金担当)

☎401-5321